

## 平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料	分任契約職 沼田総合管理所長 田中靖 (群馬県沼田市上原町)	平成20年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,146,368	-		電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	通年の実施額が下半期に基準額(100万円)を超えたもの
電話料	分任契約職 霞ヶ浦用水管理所長 高橋 定行 (茨城県かすみがうら市牛渡)	平成20年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,814,507	-		電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料金	契約職 中部支社長 森田 保則 (愛知県名古屋市中区三の丸)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬場町)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,283,022	-		電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 愛知用水総合管理所長 井爪 宏 (愛知県愛知郡東郷町)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬場町)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,097,389	-		電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話料	分任契約職 愛知用水総合管理所長 井爪 宏 (愛知県愛知郡東郷町)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,653,847	-		電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 内山直治 (愛知県豊橋市今橋町)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,230,194	-		電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
水道・下水道使用料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 内山直治 (愛知県豊橋市今橋町)	平成20年4月1日	豊橋市上下水道局 (愛知県豊橋市牛川町字下モ田)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,359,071	-		電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料金	分任契約職 長良川河口堰管理所長 高橋武彦 (三重県桑名市長島町十日外面)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬場町)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,251,573	-		電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話使用料	分任契約職 徳山ダム管理所長 日野 浩二 (岐阜県揖斐郡揖斐川町開田)	平成20年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬場町)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,217,065	-		電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"

携帯電話使用料	分任契約職 徳山ダム 管理所長 日野 浩二 (岐阜県揖斐郡揖斐川 町開田)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ ティ・ドコモ (東京都千代田 区永田町)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。(物品等の調達に関する契約事務処 理要領第4条第2項第一号)	-	1,724,036	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。	8	"
電気料	分任契約職 徳山ダム 管理所長 日野 浩二 (岐阜県揖斐郡揖斐川 町開田)	平成20年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋 市東区東新町)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。(物品等の調達に関する契約事務処 理要領第4条第2項第一号)	-	14,287,049	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。	8	"
水道料金	分任契約職 木津川ダ ム総合管理所長 森田 義則 (三重県名張市下比奈 知)	平成20年4月1日	名張市水道事業 管理者 (三重県名張市 鴻之台)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。(物品等の調達に関する契約事務処 理要領第4条第2項第一号)	-	1,239,438	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。	8	"
電話料金	分任契約職 木津川ダ ム総合管理所長 森田 義則 (三重県名張市下比奈 知)	平成20年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーション ズ(株) (東京都千代田 区内幸町)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。(物品等の調達に関する契約事務処 理要領第4条第2項第一号)	-	1,782,900	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。	8	"
電話料(4~3月分)	分任契約職 一庫ダム 管理所長 杉 正一 (兵庫県川西市一庫字 唐松)	平成20年4月1日	西日本電信電話 (株) (大阪府大阪市 中央区馬場町)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。(物品等の調達に関する契約事務処 理要領第4条第2項第一号)	-	1,534,707	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。	8	"
携帯電話使用料	分任契約職 池田総 合管理所長 工藤 勝 弘 (徳島県三好市池田 町)	平成20年4月1日	(株)エヌ・ティ・ ティ・ドコモ (東京都千代田 区永田町)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。(物品等の調達に関する契約事務処 理要領第4条第2項第一号)	-	1,612,883	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。	8	"
電話料	分任契約職 寺内ダム 管理所長 千田泰成 (福岡県朝倉市荷原)	平成20年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーション ズ(株) (東京都千代田 区内幸町)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。(物品等の調達に関する契約事務処 理要領第4条第2項第一号)	-	1,391,596	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。	8	"
ネットワーク回線使用料	分任契約職 筑後川 下流総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武 町)	平成20年4月1日	NTTコミュニケー ションズ(株) (東京都千代田 区内幸町)	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。(物品等の調達に関する契約事務処 理要領第4条第2項第一号)	-	2,739,240	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるも の。	8	"
平成20年度矢木沢発電所 矢木沢ダム関係道路(共用 区間)除雪委託	分任契約職 沼田総 合管理所長 田中靖 (群馬県沼田市上原 町)	平成20年12月15日	東京電力(株) (東京都千代田区 内幸町)	当該機関は、矢木沢ダムに設置されて いる矢木沢発電所を管理している企業で あり、矢木沢ダム及び矢木沢発電所へ の唯一の道路である当該道路は水資源 機構及び上記機関の共有区間道路と なっており、当該道路に係る維持管理の うち冬期における除雪については、上記 機関が施行する旨協定(矢木沢ダム関 係道路の維持等に関する協定)を昭和6 0年3月に締結している。(工事請負契約 の事務処理要領第5条2項第一号)	14,437,500	14,437,500	100.0%	当該機関は、矢木沢ダムに設置されて いる矢木沢発電所を管理している企業で あり、矢木沢ダム及び矢木沢発電所へ の唯一の道路である当該道路は水資源 機構及び上記機関の共有区間道路と なっており、当該道路に係る維持管理の うち冬期における除雪については、上記 機関が施行する旨協定(矢木沢ダム関 係道路の維持等に関する協定)を昭和6 0年3月に締結している。	1	

(記載要領)

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。

4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<b>競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</b>	
<b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>	5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>	
<b>ニ その他</b>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12